

ハンセン病 元患者のご家族へ

ハンセン病問題を正しく
理解し、偏見や差別のない
社会の実現を目指しましょう。



対象となる方々に

「補償金」を支給します。

秘密は守られます。

○秘密は守られますので

まずは、お電話でご相談ください。

○この補償金は、法に基づき、

ハンセン病元患者家族の被った

精神的苦痛を慰謝するためのものです。

対象者	(ア) 配偶者（事実婚も含む） (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び 配偶者の親・子等	補償金額 180 万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の 配偶者及び配偶者の祖父母・ 兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、 おば、おい、めい	補償金額 130 万円

※ 同居など一定の要件が必要な場合があります。

厚生労働省 補償金相談窓口

電話番号 03-3595-2262

受付時間 10:00～16:00

(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

ハンセン病 厚労省 🔍 検索



請求期限が令和 11 年（2029 年）11 月 21 日まで延長されました。